

## 政治思想の解釈批判学習

— 北一輝の場合 —

### Political Thought Learning by theory criticism

— on the case of Ikki Kita —

児 玉 康 弘

Yasuhiro KODAMA

#### 1. はじめに

本稿の目的は、郷土の歴史的人物の一人である北一輝を事例として、政治思想の解釈批判学習のための教育内容を開発することである<sup>1)</sup>。新潟県においては、すでに郷土の歴史的人物について、山際七司、上杉謙信、小林虎三郎、涌井藤四郎などを取り上げた優れた先行研究や実践例のあるところであるが<sup>2)</sup>、さらに今日的観点から新たな光を照射する必要がある郷土の人物教材があると考えている。

例えば、政治家「田中角栄」は、金権汚職・利益誘導型政治家としてのイメージが強いためか、これまであまり取り上げられてこなかった。しかし、今日のいわゆる構造改革の対象である「構造」、すなわち「税をたくさん課してより多くのサービスの提供する大きな政府や社会構造」、「中央と地方に見られるような格差を積極的に解消しようとする政府や社会構造」を構築する政策の典型的実践者として光をあてることにより、現代日本政治の特質を間接的によりよくわかることのできる人物教材となろう。そのような教材を扱う指導案を作成し、学生と共に実践してきた<sup>3)</sup>。

本稿では、継続研究として佐渡出身の北一輝を教育内容とすることの意義や可能性について探してみたい。北は二・二六事件に関与した超国家主義者、あるいは国家社会主義者として解釈される傾向がある<sup>4)</sup>。しかし、その思想には日本国憲法に近い国民

主権的な考え方も含まれている<sup>5)</sup>。彼の社会改革思想を改めて分析し、そこから教育内容を構想することには憲法問題学習などに関する現代的意義があるものとする。そこで本稿では、これまで超国家主義、あるいは国家社会主義と解釈されてきた北一輝の思想を、国民主義の側面を含めて生徒に多元的に解釈させるための教育内容開発を試みたい。

#### 2. 郷土の歴史的人物としての北一輝

北一輝を歴史授業で扱う場合、社会科の教育内容としてどのような意義や方法があるのだろうか。一般に、社会科で郷土の歴史的人物を取り上げることの教育的意義は二つ考えられる。一つは、身近な人物の活動の理解を通して、郷土の個性や特質をわからせることができることである。例えば、小林虎三郎と米百俵の話題を取り上げることにより、幕末・明治初期の長岡藩の置かれた苦境と、教育に地域再生・発展の望みと願いをかけた自分たちの郷土の特殊事情をわからせることができるわけである。

もう一つは、郷土における人物の活動の理解を、より広い全国的な社会の動向の理解につなげることのできる場合の意義である。例えば、山際七司の郷土での活動の理解によって、新潟を事例として、藩閥政治に対する自由民権運動の全国的動向を理解させることが可能となろう。また、なぜ、上杉謙信が農閑期に春日山城で兵を集め動かすのかを考えさせることにより、戦国時代の兵農未分離社会についての一般的特質の理解を深めさせることができるだろ

う。さらに、田中角栄の雪国中越における道路やトンネル建設を事例として、都市と地方の格差は正のあり方という一般的政治課題を発見させることができる。要するにこの場合、郷土での人物の活動は、より広く大きな社会的状況や構造をつかませるための典型的事例となっているわけである。

では、北一輝には二つの教育的意義のうち、いずれを見いだすべきであろうか。結論から言うならば、いずれにも当てはまらなないと考えられる。なぜならば、北の場合は、佐渡や新潟に対する働きかけのゆえをもって歴史に名を留めたわけではない。あくまで郷土は北にとって生まれ故郷であり、帰省の場であった。

たしかに郷土での活動にも、例えば明治36(1903)年、20才の時に『佐渡新聞』に「国民対皇室の歴史的観察」を発表するなど若い頃は顕著なものがある。しかし、彼の本格的な活動は東京や中国など郷土の外で、郷土を包含しつつもはるかにより広く大きな社会を対象として行われている。その活動の特質を、郷土での活動だけを事例として生徒に発見させることは困難である。

したがって、北一輝には別の教育的意義や方法を見いだしていかなければならないだろう。それは、郷土教育教材としての意義を、導入部分での子どもの興味関心の喚起に留めることである。また、人物が郷土にどのような働きかけをしたのかという視点からとらえさせるのではなく、郷土が人物の精神形成にどのような影響を与え、そこから人物のどのような大きな思想や活動が展開していったのかという視点からの学習である。このような観点から北一輝をめぐる教育内容開発について、考察していこう。

### 3. 北一輝をめぐる教育内容開発

#### (1) 佐渡と北一輝

明治16(1883)年に生まれた北一輝の精神形成に、郷土佐渡が与えた最大の影響は、主権島民・島民自治を志向する政治風土であったと考えられる<sup>6)</sup>。北の生まれた佐渡郡両津湊町は、主に漁業や商業などが営まれる町人の町であった。北の父慶太郎も屋号俵屋の酒造業・海運問屋を営んでいた。当時の両津湊町には、新潟の大地主のような極端な資産家や金持ちはおらず、江戸時代にも武士はほとんどいなかったという。島のほとんどは町人・農漁民・鉱山労働者などから成り、伝統的にも身分階級制度が強固ではない均質性の強い社会であったと言えよう。江戸

の天保期には、名主の後継者を島民による入札(投票)で決めたという記録も残っている。

このような社会で、自由民権運動や国会開設に賛同し共鳴する人々が多かったのは自然なことであっただろう。290名の平民たちが自由民権運動と国会開設請願に立ち上がったとされている。しかし、北が7才の時、明治23(1890)年に国会が開設され、第一回衆議院選挙が実施された時、直接国税15円以上という厳しい制限選挙における有資格者は、人口約6,000人の両津の湊町と夷町でそれぞれわずか3名と5名であった。当時の佐渡の人口は10万人から11万人の間といわれているが、島全体の有資格者数も545人にしかすぎなかった。

この状況に対する佐渡の人々の政治的要求は、当然ながら普通選挙の実現であった。そして、物心がつきつつあった北一輝(幼名輝次)の前で、父親たち佐渡の人々が行ったことは、官選の制限選挙に対抗する自治的な「私撰投票」(普通選挙)であった。リーダーの森知幾は、佐渡紙を通じて、「私撰投票こそ、特定の階級の意見を反映するのではなく、真に佐渡住民の意思を政治に反映させる良法である」と主張した。このような「私撰投票」によって、明治34(1901)年、北が18才の時に、父親の慶太郎は初代の両津町長に推されている。また、森知幾も相川町長に推されたが、この制度は明治36(1903)年の新潟県条例によって禁止されてしまった。

しかし、自由民権運動と島民自治的「私撰投票」の実現、それによる父親の町長推挙が、若き北一輝の精神形成に与えた影響は想像に難くない。それは佐渡にあつては主権島民・島民自治を願う主権者意識であるが、ひとたび佐渡を離れて成長していくと、国家レベルにおいては主権在民(国民主権)の意識、大日本帝国にあつては主権帝国民の主張、中国に問題関心を広げるならば主権中華民族のナショナリズムへと大きく展開していくものであったと考えられる。北一輝は、いわば遅れてきた自由民権運動家として、故郷佐渡から国民主権(主権在民)思想を吸収しながら成長したと解釈されるわけである。そこで、次に北一輝の思想や社会との関わりについて、現代的問題関心からどのような教育的意義があるのかを考察していこう。

#### (2) 北一輝の政治思想と社会改革

北一輝の政治思想を社会科教育内容として扱う現代的意義と根拠は、国民投票法案の成立と共に、日本国憲法の変更の可能性が子どもたちの将来に待ち

受けていることに求められる。およそ民主主義国家において、憲法を変更する場合、一部の政治家たちによって用意された既定の案の是非を判断するのではなく、なぜどのように変更するのかを、国民一人一人が根本から主体的に考える必要があろう。そのために、社会科では公民だけでなく、歴史においても憲法を考えるための参考となるような事例を提供する役割を担うべきであると考えられる。

北一輝は、明治・大正・昭和にかけて、憲法が規定する国家社会のあり方を真摯に模索した人物である。彼は、自分こそが主体的な日本国民の典型であるという自負を有した政治的覚醒者であったと言えるだろう。彼が、戦前の大日本国憲法と日本の国家・社会をどのように変えようとしていたのか、それはなぜかということについて、生徒に考えさせることは、日本国憲法の有り様を再考するための間接的な参考事例となると考えられる。

北一輝が40才の時、大正12(1923)年に出版した『日本改造法案大綱』には、二・二六事件を導いた超超国家主義の煽動書などの様々なイメージがつきまとうが、その内容は大日本帝国憲法を改正する憲法草案として読むことができる。北の主著には『国体論及び純正社会主義』という学術的で大部なものがあるけれども、彼の政治・経済・社会思想は、彼個人の憲法草案である『日本改造法案大綱』に結実しているとみることができる。したがって、北一輝という一国民の憲法草案を、様々な角度から自由に大日本帝国憲法および日本国憲法と比較してみることは、子どもたちが憲法について学習する上で一つの参考になるものと考えられる。そこで以下、『日本改造法案大綱』の主な内容にそって、子どもにも考えさせたい論点を今日的観点より提示する。

### ① 国家主権

国家主権の歴史的なあり方は、大別すると「君主主権」と「国民主権」に分けられる。日本史で言えば、大日本帝国憲法は、一般には万世一系の天皇が統治権を総覧する「君主主権」の性質の強いプロイセン型の憲法（外見的立憲君主制）として、戦後の日本国憲法は「国民主権」の憲法として解釈され、社会科でもそのように教えられてきた。では、北の憲法草案はどうなっているのだろうか。

北の主権論は、どちらとも解釈できる中間的・折衷的な内容となっているので、子どもたちに自由にどちらなのかを解釈させることのできる面白い教材となる。まず国民主権的な性質を示している表現と

しては、天皇制について規定している『日本改造法案大綱』の巻一のタイトルが「国民の天皇」という表記となっていて、内容が次のように規定されていることが挙げられる<sup>7)</sup>。(以下の引用文中の下線部は、すべて筆者による)

天皇の原義→天皇は国民の総代表たり、国家の根柱たるの原理主義を明らかにす。

さらに下線部の意味は、註1によって次のように解説されている。

「(明治時代以降は)武士と人民の人格的覚醒によりて各々その君主たる將軍又は諸侯の私有より解放されんとしたる維新革命に始まる民主国家時代なり。此の時よりの天皇は純然たる政治的中心の意義を有し、此の国民運動の指導者たりし以来現代民主国家の総代表として国家を代表するものなり。即ち維新时期以来の日本は天皇を政治的中心としたる近代的民主国なり。」

北によれば、明治期以来の日本は、本来的には民主国家の時代に到達し、人民の目覚めによって生まれ変わったはずなのだという。そして、新しい時代の天皇は民主国家における国民解放運動のリーダーなことから、主役である国民の先頭に立つ者として解釈されている。リーダーの役割は、国民の意志を受けて国民の福利のために尽くすという民主的に方向づけられ限定されたものとなる。この限定をさらに進めていき、役割を国事行為に限定してゆくなれば、日本国憲法の象徴天皇制まで、それほど距離はないものとも解されるわけである。この解釈は、佐渡の島民主権・島民自治の政治風土に育てられたであろう北一輝の精神形成と合致している。

しかし、北は註2において、すぐに次のように論じる。

「国民の総代者が投票当選者たる制度の国家が、或る特異なる一人たる制度の国(君主国)より優越なりと考える「デモクラシー」は全く科学的根拠なし。」

北は、国会議員は選挙によって選出すべきであると考えますが、国家元首を選挙で選ぶことには反対であった。なぜならば、北の目には、例えばアメリカ大統領選挙は、候補者が「売名的多弁を弄し、下級



俳優の如き身振りを晒して争う低能哲学に基づく投票神権説」の制度に映ったからであった。たしかに、民主主義国家の代表選挙には、実態的問題点としてイメージ・知名度優先やネガティブキャンペーンなど衆愚政治的欠陥、ポピュリズムに伴う問題点を露呈することも多々ある。

これに対して、日本には沈黙を金とし、謙遜を美德とする伝統があるのだから、多弁・能弁な元首を選挙で選ぶのではなく、黙っていても権威と伝統ある家系の者を代表におくことが国家の歴史性に合致しているということが北の主張であった。国家元首の選出に、時々国民の意志を反映させようとしないうちのこのような考え方の憲法は「国民主権」ではなく、「君主主権」を原理とする憲法としても解される。

しかし、現行憲法においても、国民の象徴が国家の前面に置かれているにもかかわらず、その象徴を選挙で選出することは認められていないではないか、という反論もあるかもしれない。北の国家主権に関する案を、大日本帝国憲法と日本国憲法の中間的性格のものとしてとらえる子どもも多いのではないだろうか。

## ② 政治制度

政治制度について、主として議会システムに関する北の改革案を検討してゆこう。ところで、平成19(2007)年7月の参議院選挙は自民党が歴史的な大敗を喫し、民主党が第一党となり、衆議院とは異なり与野党逆転現象が生じた。このため、参議院の存在がクローズアップされて、その存在意義が高まる可能性も生じている。しかし、これまでは、「良識の府」という抽象的な美名の下、その役割は必ずしも明確ではなかったことが大方の見方ではなかっただろうか。二院制の下での第二院のあり方は政治制度における普遍的な課題であると言えよう。北一輝の憲法案では、以下のようになっている。

・大日本帝国憲法下での貴族院→華族制度の廃止に伴って廃止、新たに審議院設置。

審議院は衆議院の議決を審議。1回の否決権あり。

審議院議員は、勤労者の中から職種を問わず国や世界へに貢献に応じて互選・勅撰で選ぶ。

・衆議院→25才以上の男子普通選挙制度を実施。

衆議院に対する第二院のあり方を民主的に改革す

るために、貴族院を廃止し、審議院を設置する。その構成員を働く一般国民の中から選出し、役割を衆議院の議決のチェックという権力分立機能に求めているものと解される。華族という特権階級を廃止するという点ではイギリスの上院(貴族院)制度を越えて非常に民主的・進歩的な改革であるが、互選・勅撰というように選出方法に曖昧さが残る点が問題であろう。

また、肝心の、衆議院と地方議会については、25才以上の男子普通選挙制度が規定されていた。

なお、天皇の政治顧問機関である枢密院も廃止することが規定されていた。

要するに、国民と天皇の間に位置する政治装置は除去すること、それにより国民の意志をスムーズに国民総代表たる天皇に伝えることが目指されていたわけである。そのためには、議会外での国民の意志を自由に発露させる必要があり、治安警察法、新聞紙条例、出版法、文官任用例などの規制諸立法も廃止されることとなっていた。ただし、婦人参政権を否定していたことは彼の限界であったであろう。

## ③ 経済制度

憲法が、その権力乱用を防ぐために国民によって国家や政府につきつけられた政治的な約束事であるとするならば、経済制度に関する規定は馴染まないものとも言えよう。日本国憲法においても、関係する条文は職業選択の自由、居住移転の自由、生存権規定などに限られている。まして、アメリカ的グローバリゼーションを自明の理とし、自由主義的な構造改革が推し進められている現状で、将来の憲法改正論議の中に経済制度に関する事柄が取り上げられる可能性は少ないとも言えよう。

しかし、例えば所得や財産の格差、地方と中央の格差、正規雇用と非正規雇用あるいは派遣労働の格差、厚生年金と国民年金の格差など、その形は様々であるが、経済格差や配分の問題をどうするかは、憲法レベルでも考察の対象となる普遍的な政治的課題であろう。

北一輝は、『日本改造法案大綱』の巻二～巻四を費やして、大胆に当時の日本社会の経済格差と貧富の差の是正を目指している。ごく簡潔にその概要を提示するならば以下のようなものである。

巻二 私有財産制度→日本国民一家の有する財産は100万円を限度とし、超過分は無償で国家に納付する。

- 卷三 土地処分三則→①日本国民一家の所有する土地は時価10万円を限度とし、超過分は無償で国家に納付する。  
 ②土地のない農民は、国家と皇室から土地を分与される。  
 ③都市の土地は市有財産とする。これは有償で市債を交付する。
- 卷四 大資本の国家統一→私企業の資本の限度額を1000万円とする。超過分は国家に集中させて国家の統一的経営とする。

この経済制度は、国家が私有財産や個人の土地、大資本などを強制的に没収するものであり、一般的には、いわゆる国家社会主義に基づくものと解釈される。国家社会主義は、実質的には総力戦となった第一次世界大戦においてドイツの行った国家総動員体制をモデルとして、ソ連の戦時共産主義や五カ年計画へ、さらにはナチスドイツの四カ年計画へと、その内実が展開した国家主導の社会主義的統制経済であるとされる。いわば、国家権力を最高度に強化するために社会主義が方便として使われている制度、と考えられている。上の政策をこのような統制経済と見れば、北は国家社会主義者となる。

しかし、一つ一つの規定について、自由な観点から子どもにその意味を考察させることは、別の解釈にもつながることになる。

まず、北の私有財産の上限規定という規定から、一体、我々の社会は個人の財産の多寡をまったく自由に認めるべきであるか否かという論点が導かれる。少なくとも、相続税や贈与税、累進課税などの所得再配分に関わる税制の存在は、いかに自由経済であるといえども、社会的公平の観点から、何らかの平等化原理が必要であることを示している。

北の場合、そのための具体的な方策として一家の財産の上限を定めようとしているわけであり、私有財産制度そのものを否定しているわけではない。ちなみにイスラーム世界にも、個人の資産の一部を神の前に提供して公共財とし、残りを個人資産として安全に確保しようとする「ワクフ」という伝統的的制度がある。また、欧米でも、事業に成功した大資産家であるカーネギーやノーベルなど、その資産を社会に還元している例は数多い。

ここでの一つの課題は100万円という上限価格の妥当性を子どもに考えさせることであろう。『日本改造法案大綱』が出版された大正12年当時の円の貨幣価値を、現在の貨幣価値と比較することは難しい

側面もある。仮に、当時の小学校教員の平均給与が約20円、東京の車夫などのブルーカラーの平均給与が約15円～16円という金額を参考にするならば、当時の円の貨幣価値は、現代の5,000倍～10,000倍の間くらいという推定値が得られる<sup>8)</sup>。この推定値で、100万円という当時の金額を今日の貨幣価値に換算すると、それは50億～100億円という金額となる。

今日、年収600万～800万円程度の中堅サラリーマンが、30数年間働いた生涯賃金が2～3億円程度であること、また、当時の月収20円程度の小学校教師が100万円を稼ぐには4,000年以上もかかることを考えると、北の上限設定は、ラディカルな社会主義経済政策というより穏健な修正自由主義経済政策とも解される。

しかも、おそらく北にあって100万円という数値は絶対的なものではなかったであろう。仮にそれが200万円であれ、500万円であれ、目に余る貧富の格差や経済格差に、社会の力で歯止めをかけることが眼目であったと思われる。その証左として巻六国民の生活権利において、「国民全員が数万円から数十万円の私有財産を有する」状態にすることが国家の責務であるとしている。どのように貧富の差や経済格差の是正をするのかという社会的課題を、北の簡明な案を参考に、他のさまざまな方策や諸条件を加味しながら子どもに自由に考えさせてみたいものである。

次に、土地政策について子どもに検討させたい教育内容が含まれている。①と②の土地分与は、ラジカルな社会主義的政策のように感じられるが、実は大地主の土地を没収して、土地のない農民に配るといふ政策は、基本的には民主化の一環としてGHQが行った戦後の農地改革と同一である。

農地改革の結果、地主制度が解体され地方農村に自営農民たる中産階級が広範に誕生したこと、彼らの米作を中心とした食糧生産、購買力（内需）、貯蓄（投資）、都市への勤勉な労働力提供、保守志向の政治的安定などが日本の高度経済成長を支える柱の一つであったことは、多くの経済学者の認めるところであろう。また、東南アジアやラテンアメリカ諸国で経済成長と民主化が日本よりも遅れた原因として、土地改革の有無があったことを国際政治学者たちも指摘している。北の土地政策は、時代を約25年間、四半世紀ほど先取りしていたとも言えよう。

都市の土地の市有化については、東京については後藤新平の計画がある。彼は内務大臣として1923（大正12）年の関東大震災後、焦土と化した1100万

坪の土地を政府が30億円（およそ150～170兆円）で買い上げて公有化し、計画的な首都を建設しようとした<sup>9)</sup>。北の構想と共に実現されなかったこの計画がもし実現されていたら東京がどうなっていたかを、生徒に自由に推測させることも可能であろう。その際、ブラジリアや、オスマン男爵のバリ改造計画など、世界の計画的都市建設の事例を参考にさせたい<sup>10)</sup>。多額の保障や経済活動への影響、管理・運営の困難さ、官僚の権限の増大などマイナス面を押さえた上で、環境をはじめとする広範な都市問題や、過疎・過密問題、国土計画の推進、土地投機やバブルの問題など様々な問題や課題の解決に役立っていたであろう両義性を押さえたい。

最後に大資本の国家統一政策について、一面では、巨大な国有企業をつくるという意味で、旧国鉄の解体、公社・公団の統廃合や民営化、郵政民営化などの今日の官から民への自由経済の流れに逆行した政策であることを押さえたい。しかし、北が問題としているのは、戦前の財閥系企業などによる市場の独占化の弊害にあるので、一定以上の資本を国が管理するというのは、独占禁止法に代替する政策として独占的資本の国による中立化政策としても解釈できる。そうであるならば、国有化された資本は、中小企業などに低利で融資するための金融会社設立などに充当することも考えられよう。

ちなみに、資本金1,000万円までの私企業の活動が許可されるということは、現代で言えば、資本金500億円～1,000億円程度の大企業の自由な活動が市場において認められているわけであり、それ以上の資本による寡占化や独占化を防止し、多くの企業活動を保障し市場を活性化させる政策としてみさせることもできる。

一般には国家社会主義者と見なされる北の経済政策は、現代的関心より光を当てると、市場の限界や自由主義の負の遺産である格差社会、独占などの社会矛盾などを、私有財産と市場経済の原理は維持しつつ、一定程度の財産・資本の移転や再配分などによって解決しようとした修正資本主義的な具体的方法の提案としてとらえることもできる。

#### ④ 社会制度

##### ア. 労働者の権利

『日本改造法案大綱』の巻五は「労働者の権利」が規定されている。8時間労働制、幼年労働の禁止、立法による労働争議の解決など今日の労働基準法等に近い案も見られるが、ここでは、ワーキング・プ

アや正規雇用・非正規雇用（派遣、パート）労働者の所得格差という現代的問題関心より、労働所得に関する北の考え方に注目したい。これに関する大綱の規定を抜粋しよう。

- 労働賃金→労働賃金は自由契約を原則とす。その争議は前掲の法律の下に労働者これを決定す。
- 労働者の利益配当→私人生産に雇用せらるる労働者はその純益の二分の一を配当せらるるべし。
- 労働的株主制の立法→私人生産業中株式組織の事業は其れに雇用さるる肉体的・精神的労働者をして、自らその株主たり得る権利を設定すべし。

北は労働者の所得を二本立てで構想していた。一つは労働の対価として支払われる賃金であり、雇用者との自由契約の原則を認めつつ、別に定められる労働法規の下で労働者の要求と権利保護を担保しようとしていた。

もう一つの大胆な提案は、労働者を企業家とともに企業の共同経営者とみなし、個人経営企業にあっては純益の2分の1を、株式会社にあつては一定の株式配当分を労働者の正規の収入として分配することである。北によれば「私人企業は、資本により利益を得ようとして各種の人々の能力を結集しようとしている組織であり、企業家は企業的能力を提供し、労働者は智能的力役的能力を提供している」という意味において対等かつ平等に遇されなければならないというのである。現代においても企業の業績がよい時に、一時金・ボーナスとして純益が還元されることもあるが、北の場合は制度的に労働者の所得を、賃金というコスト・必要経費からだけでなく、企業の利益からも担保しようとしている。

もし、この考え方を現代に応用するならば、例えば派遣労働者の問題がどうなるかを子どもたちに考えさせてみたい。子どもによっては、例えば次のように緩和されると予想するのではないか。まず、人材派遣会社と派遣先の会社は、労働者に賃金だけでなく、双方ともそれぞれの純益か株式益の一部を労働者に利益配当しなければならなくなり、労働者の所得水準は向上する。もし、それによって人材派遣会社および派遣先会社の経営側の利益が大きく減少し、メリットが少ないとなれば、人材派遣システムそのものが市場で縮小して、各企業はむしろ意欲の



高い正規雇用社員を直接雇用しようとするので、いづれにしても派遣労働者の問題は緩和されるのではないか、というような予想も成り立つだろう。

しかし、労働者の中で企業利益、あるいは株式をどのように分配するのかという課題は残る。もし、一律平等ではなく、能力や業績に応じるということになれば、さらに能力給制度や業績評価制度に関する現代の問題も見えてくるのではないか。労働者の所得水準向上に関する北の斬新かつ大胆な提案は、働く者の所得のあり方を根底から問い直す視点を子どもに与えるのではないか。

### イ. 国民の生活権利

『日本改造法案大綱』巻六は、国民の生活権利が規定されている。児童福祉や教育を受ける権利、60才以上の高齢者の福祉、女性の人権保障と社会的権利など社会的弱者に対する国家・社会の保護や実質平等化などが規定されている。巻五の労働者の権利を含めて、基本的人権の規定としてみると、法律の留保の強い大日本帝国憲法よりも、社会権を含み持つ日本国憲法の理念に近いものとなっている。

ここでは、自由権と人身の自由に関する規定を取り上げて、その現代的意義を検討してみよう。

**国民人権の擁護→日本国民は平等自由の国民たる人権を保障せらる。もしこの人権を侵害する各種の官吏は別に法律の定むる所によりて半年以上三年以下の体罰を課すべし。**

**刑事被告人の人権→未決監にある刑事被告人の人権を損傷せざる制度を定むべし。また被告は弁護士その他に自己を証明し弁護し得べき知己・友人・その他を弁護人たらしむべき完全の人権を有すべし。**

北は国民の人権は第一義的に各種官吏、すなわち立法・行政・司法に携わる官僚が行使する国家権力から守られなければならないと考えていた。それらの権力の行使によってこそ、国民の人権は最も深刻な侵害を被ることを熟知していたからであろう。

ここでの特色は、人権を侵害した官吏に刑事罰が科せられていることである。これをどう見るかは意見の分かれるところであり、子どもにも考えさせてみたい問題である。ちなみに民主主義のルーツとも言うべき古代アテネの官僚制度においても、汚職やミスに対して国外追放などの厳しい罰則が設けられていた。古代アテネ人は「権力の誘惑に対する人間

の抵抗力を一切信用しない」システムの構築をめざし、それによって強大な公権力を握る官僚制度の欠陥を矯正し、市民の権利を守ろうとしていたのである<sup>11)</sup>。

翻って、現代の官僚機構の失敗や怠慢、例えば厚生省の薬害エイズ対策、社会保険庁の年金管理問題、防衛省の記録破棄・接待問題など、国民の生命や財産の安全・安心に関する取り組みの失敗や怠慢に対して、自浄努力や反省・修正を迫る制度やシステムが万全であるかどうかは、今日の一つの社会的課題ではなからうか。官から民へ権限を移譲するだけでは社会的問題は解決しない。例えば、年金などのセーフティネットを再構築するためには官の役割はこれからも不可欠である。問題は官のあり方をどのように適正にするか、という制度の見直しにある。その意味でも、体罰という方法の適否は別として、官吏の綱紀肅正をねらう北の提案には、現代的意義があるように思える。

次に、具体的な自由権保障の事例である、刑事被告人の人身の自由に関する規定を見ていこう。ここで北がその改革を求めている「未決監にある刑事被告人の人権を損傷させる制度」とは、代用監獄制度と拷問のことであると解される。

代用監獄制度とは、警察の留置場を拘置所の代用として使用することを認めた制度で、拷問と自白強要の温床となった制度である。この制度は、監獄の収容能力の不足を背景として明治41(1908)年に制定された監獄法第一条第三項によってつくられた。ところが、収容能力に当時ほどの問題のなくなった現在、なお継続して機能している。

一般的に欧米では、警察の取り調べ期間は2日以内程度に制限されていて、起訴されて刑事被告人となると拘置所に移されて警察権力の手を離れ、検察の取り調べに委ねられる。場合によっては保釈が可能となるなど、その人権は保障される。ところが日本では、容疑者の人権よりも、捜査優先と治安維持を根拠として、留置場を利用した警察の取り調べは逮捕から23日間の延長が可能であり、場合によっては事実上無制限に続けられる。

戦後においては、憲法の禁止規定によって直接的な拷問はなくなった。しかし、代用監獄制度の維持継続により、長期にわたる過酷な取り調べにより自白を引き出すための間接的機能が働いた結果、冤罪事件を生み出す大きな原因の一つとなったと言われている。

この制度の廃止を含めた改革を、すでに大正年間

に提起していた北一輝の人身の自由に関わる人権感覚は、きわめて現代的で鋭敏なものではないただろうか。容疑者や被告人の人権をめぐる問題は、人身の扱いや、メディアでの扱いを含めて、現代日本社会の大きな課題の一つであり、子どもたちに留意させたい問題である<sup>12)</sup>。

### ⑤ 領土および国家の権利

『日本改造法案大綱』には、ある意味での超国家主義的側面も色濃く存在する。例えば、巻七において、朝鮮は日本の国防のために、植民地ではなく、実質的に領土の一部とすることが規定されている。朝鮮総督府による二元的な支配ではなく、完全に内地と同じ行政法により統治されるというのである。したがって、日本人と朝鮮人の区別はなくなり、領土内の住民すべてに平等に参政権や、上に見てきた国民・労働者としての諸権利が認められることになる。この政策は、一面では従来の植民地支配よりも民主的であるかもしれない。しかし、朝鮮の独立という立場からすると、その存在自体の抹殺という意味で植民地支配よりも狡猾で非道な日本側の一方的かつ侵略的な国家主義政策ということになる。

また、巻八の国家の権利においては、徴兵制度と開戦の権利を維持することが規定されている。このことは北にとって、20世紀初頭の国際社会における国家間の激しい抗争や欧米諸国の植民地獲得主義への対抗を背景として自明の理であったであろう。

ユニークなのは、軍隊内においては、「階級的表象以外の物質的生活の階級を廃しす」として、軍人の生活面での実質的平等化をねらっている点である。周知のごとく旧陸軍では、階級差別の弊害が抑圧移譲となって暴力行為などに現れていた。現代ではそのイメージの払拭のために、陸上自衛隊では、従来の階級表象だけでなく食事などの生活面でも差別を緩和する制度が取り入れられているという<sup>13)</sup>。

### ⑥ 『日本改造法案大綱』に見られる北一輝の思想の教育内容化

以上のように、一般的に北一輝の思想は、超国家主義、あるいは国権強化のための国家社会主義のそれとして解釈されているけれども、人格形成期に佐渡における自由民権運動の影響を受けたことから、国民主義的な性質や人権尊重、法の下での平等などの理念も展開されたものであることを、具体的な改造案よりみてきた。

国家と国民の新しい関係を、個人の主体的な立場

で、少なくとも大日本帝国憲法よりも国民主義的に再構築しようと試みた、当時としては進歩的政治思想であると、生徒に解釈させることもできるのではなかろうか。従前の「超国家主義者」や「国家社会主義者」としての解釈だけでなく、「国民主義者」としての解釈も提示して、生徒に3つの観点から自由に北一輝の政治思想を考察させることが開かれた思想学習となるのではなかろうか。

ところで、北一輝の思想を公民系教科目の教材として扱う場合、上に論じてきたように『日本改造法案大綱』に見られる構想を、憲法草案として分析・研究させる方法が考えられるが、歴史系教科目の教材として扱う場合、当時の日本社会のどのような状況に対して、なぜ北が改革を主張したのかを考えさせる必要がある。そこで、北一輝と彼が生きた当時の日本社会との関係について考察しておきたい。

### (3) 北一輝の主張と当時の日本社会

北一輝の思想や主張の特質や歴史的意味をよくわからせるためには、その根拠や背景となる当時の社会状況や社会的問題を理解させる必要がある。ここでは、『日本改造法案大綱』の内容に沿って、どのような歴史的教材があれば、北の主張の意味が子どもにわかりやすくなるのかという観点から、今後の歴史教材開発の課題について述べるに留めたい。

ただし、それは北の立場にたつての教材開発となるので、立場を変えた視点で当該の教材を批判的に吟味する配慮が必要となる。逆説的に言えば、北一輝の学習を通して、当時の日本社会の有り様や問題を批判的・多元的に分析させることが、社会科歴史教育には求められる。

#### ① 天皇制および政治制度に関する主張と当時の日本社会

「国民の天皇」、「国民の総代表としての天皇」を主張する北の根拠をわかりやすくするには、そうなっていないなかったことと、その弊害についてわかりやすい歴史的事実を教材化する必要がある。

北にとって、当時の天皇制の抱える問題は、その二重性が特権階級によって都合良く利用されている点にあった。

二重性とは、天皇制が大日本帝国憲法に地位と権能が規定されているという意味で立憲君主制におけるそれであるという性質（天皇機関説としての性質）と、神格化された絶対君主として性質の両義性を意味している<sup>14)</sup>。



北はこの二重性を、一部の藩閥政治家や特権官僚、軍部が特権と地位擁護のために使い分けるところに弊害があると考えていた。すなわち、藩閥政治家や特権官僚、軍部は、自らの権益や利害が脅かされない間は、君臨するだけの天皇の下で実質統治権を行使し、脅かされる可能性が生じると神格化された絶対君主としての天皇の権威を利用して特権を守ろうとしている、とみていたのである。軍部が、憲政上は政府と議会に権限のある軍縮条約や軍事予算の削減に対して、統帥権干犯という天皇大権を振り回して軍事行政を聖域化したこともその一例であろう。

以上の観点に留意しつつ、明治末期から大正時代にかけて、すなわち『日本改造法案大綱』を執筆していた時期の北一輝にとって、特権階級の天皇制悪用を象徴すると考えられた出来事は何であったのか、具体的史実や事件の教材化が課題となる。

なお、後年の二・二六事件において、北一輝は間接的ながら自らも天皇の両義性を利用しようとしていたと解釈される。すなわち、神格化された絶対君主としての天皇の名でクーデタを正当化し、クーデタ政府の政策の上では、『日本改造法案大綱』に基づいて天皇の地位を「国民の総代表」という機関的なものに変更していく構想であったと考えられる。

北にとって想定外であったのは、クーデタ政府を担う予定だった陸軍内部の反乱支持派将軍に対抗して、昭和天皇自らが絶対君主としての権限を発揮してクーデタを鎮圧したことであった。有名な北の辞世である「若殿（昭和天皇）に兜（主導権）とられて負けいくさ」という句には、利用しようとしたものに足下をすくわれた自嘲が表現されている。

これ以後アジア太平洋戦争に際して、昭和天皇自身も、自らの両義性を戦争と皇室保存などのために便宜的に使い分けられるようになるが、それもまた発展的な学習テーマとなる<sup>15)</sup>。

## ② 経済制度および社会制度に関する主張と当時の日本社会

経済制度および社会制度に関する北の主張の根拠をわかりやすくするには、当時の社会矛盾である上層階級と下層社会の貧富の差の大きさや、劣悪な労働者の労働条件や生活環境、一般民衆の生活上の課題、犯罪者の扱いなどの具体事例を教材化する必要がある。

例えば、高級官吏、財閥・大企業経営者、大地主、華族の収入や財産、土地家屋などの固定資産、衣食住や余暇・娯楽・文化芸術の享受などの生活実態と、

下級官吏、労働者、小作人のそれとがわかやすく比較でき、その格差をさらに現代における様々な職業・地位の格差と比較できるような教材を開発することが考えられる。

この格差が、第一次大戦前後の急激なインフレの中でどのように拡大して、米騒動に見られるような民衆の不満を誘発したのかなどを具体的に捉えさせる方法も考えられよう。

北の思想が影響を与えたとされる二・二六事件の時代までを射程範囲とするならば、金融恐慌や昭和恐慌の時代の東北地方の農民を代表とする民衆の困窮、生産物の価格低下に伴う餓死や娘の身売りといった実態なども、社会改革の主張と必要性を理解させるための教材となろう。

しかし、一方で1920年代は都市人口が増加し、大衆化・平準化が進んだ時代でもある。そのような社会の中で、人々の格差意識がなぜかき立てられるのか、といった社会心理学的なアプローチからの教材研究も必要となろう。

さらに、官吏の行政・警察業務と一般国民の基本的な人権の関係に関する事例研究や、犯罪容疑者の具体的な取扱いに関する事例研究なども、当時の国民の権利に関する北の主張の背景の理解のために必要になってゆこう。

## ③ 領土および国家の権利に関する主張と当時の国際社会

朝鮮の内地化や徴兵制・軍制の整備、開戦権の明示化など北の超国家主義的主張の背景には、19世紀から20世紀にかけての国際社会の趨勢である近代国民国家の台頭と競争がある。

近代国民国家は、国家の構成員に納税・徴兵・愛国心を半強制的に課し、工業化に伴う軍事力の強化と実力行使によって、領土や直接的、間接的な経済的支配領域を拡大しようとする。北はそのような活動を露骨に行っている欧米列強に対して人一倍脅威を抱き、日本国民国家の再編と強化をめざしていたとも解される。

このことを間接的に理解させるための歴史的事実として、北の中国革命への献身的な協力を取り上げることが考えられる。北は、欧米列強に対して、当時アジアでは日本のみが不完全な近代国民国家（華族、藩閥、財閥、地主などの特権階級が残る半封建的国家）を形成していたと考えていた。このような状態では、より平等な主権者意識の強い国民で構成された団結力のある欧米列強に太刀打ちはできない。

日本の不完全さと停滞を打破するには、アジアにもう一つ革新的な国民国家のモデルを建設し、日本が参照すべき鏡かつ同盟国としなければならない。

そのために彼が期待したのが、清朝を倒して新しい国民国家を形成しようとしていた中国革命への革命家たちの情熱であったであろう。1911年の辛亥革命当時、彼は中国革命の指導者宋教仁を支援すべく、南京や武漢三鎮を訪れている。中国革命への北の肩入れは、日本の右翼や超国家主義者としての解釈からでは読み解けない。その活動の理解は、近代的国

民国家の形成をアジア的視野で推進しようとした人物としての解釈から導かれるのではなからうか。

#### 4. 単元計画案

これまでの分析に基づいて北一輝の政治思想に対する解釈批判学習の単元計画試略案を提示する。この単元計画案は、現行の高等学校公民科・地理歴史科の中で、主題学習として投げ入れ的に実施されるものである。

#### (1) 単元名「北一輝の政治思想」(試略案)

##### (2) 単元の目標

- ① 北一輝の政治思想に対しては、「超国家主義」、「国家社会主義」、「国民主義」の3つの解釈があり、複合的な観点から見る必要があることに気づくとともに、自分自身でメタ批判的にその特色を捉えることができる。
- ② 北一輝は「日本改造法案大綱」によって「大日本帝国憲法」を実質的に、改憲しようとしたが、その目的は戦前の日本社会の問題点や課題を彼なりに克服しようとするのであったことを理解する。
- ③ 北一輝の政治思想の学習を通して、間接的に、国民一人一人が主体的に現代日本の政治の課題や社会問題を考察することの意味や意義を考える。

##### (3) 単元の位置づけ

- ① 高等学校公民科「倫理」で扱う場合、(1)青年期の課題と人間としての在り方生き方、ウ「国際社会に生きる日本人としての自覚」の内容の取扱いである「代表的な日本の先哲の思想を手掛かりにして、自己の課題として学習させること」という項目事例として位置づける。
- ② 高等学校公民科「政治経済」で扱う場合、(1)現代の政治、ア. 民主政治と日本国憲法の基本原理において、日本国憲法の基本的な性格を理解させるための一助として、投げ入れ主題学習単元「日本国憲法と日本改造法案大綱の比較学習」として位置づける。
- ③ 高等学校地理歴史科「日本史B」で扱う場合、(6)両世界大戦期の日本と世界、ウ「第二次世界大戦と日本」において、「国家主義の台頭」の発展学習として位置づける。

##### (4) 単元計画(全5時間)

- ① 北一輝の生涯(0.5時間)
- ② 超超国家主義者、あるいは国家社会主義者としての北一輝の政治思想の解釈(1.5時間)
- ③ 国民主義者としての北一輝の政治思想の解釈(2時間)
  - ア 公民科の場合—日本国憲法、大日本帝国憲法と日本改造法案大綱の比較
  - イ 地理歴史科の場合—日本改造法案大綱が目指す社会と戦前の日本社会の実態との比較
- ④ 北一輝の政治思想の解釈批判学習(1時間)

## (5) 単元の展開案 (単元計画③の ア 公民科倫理もしくは政治経済で扱う場合)

	主要発問	教授学習過程	資料	生徒に習得される解釈・知識
導入	① 郷土出身の有名な人物の一人である北一輝とは、どのような人か。	T: 投げかける P: 調べる T: 補足する	ア	○佐渡出身、眼病などで佐渡中学中退。佐渡新聞に国体論などを発表し論争。その後、東京で独学し、独自の政治思想を形成。中国同盟会に入り辛亥革命を支援。大川周明らと猶存社設立。法華経に帰依。二・二六事件に連座して54才で銃殺される、など。
展開1	② 北一輝の政治思想は、一般的にどのように解釈されているのか。 ②-1 なぜ「超国家主義者」として解釈されているのか ①-2 なぜ「国家社会主義者」として解釈されているのか	T: 発問する P: 答える T: 発問する P: 考える T: 説明する T: 発問する P: 考える T: 説明する	イ ウ エ	○「超国家主義者」(極右)、あるいは「国家社会主義者」として解釈されている。 ・右翼と言われる大川周明らと結んだり、個人の命よりも国家改造を優先させた軍人たちに支持されているので、など。 ・社会主義を深く研究していて、資本主義を批判し、財産権を制限しようとしたりしているので、など。
展開2	③ 北一輝の書いた「日本改造法案大綱」の内容からは、北一輝の政治思想はどのように解釈されるか。 ③-1 「国家主権」について、大日本帝国憲法・日本国憲法と日本改造法案大綱を比べてみよう。 ③-2 「政治制度」について、両憲法と大綱を比べてみよう。 ③-3 「経済制度」について、両憲法と大綱を比べてみよう。 ③-4 「社会制度」について、両憲法と大綱を比べてみよう。 ③-5 「領土や国家の権利」について、両憲法と大綱を比べてみよう。 ③ 大綱から読み取れる北一輝の政治思想のもう一つの解釈は何か。 ③-6 なぜ北一輝は国民主権的な政治思想を持っていたのか。	T: 資料を配る T: 発問する P: 考える T: 補足する T: 発問する P: 考える T: 補足する T: 発問する P: 考える T: 補足する T: 発問する P: 考える T: 補足する T: 発問する P: 考える T: 説明する T: 発問する P: 考える T: 説明する	オ カ キ ク ケ コ	(実際に読んでみないとわからない) ・「君主主権」と「国民主権」の中間のような規定になっている。大日本帝国憲法よりは日本国憲法の考え方に近いのではないか、など。 ・貴族院が廃止されて今の参議院に近いものが置かれている。衆議院は男子普通選挙制度が規定されている。日本国憲法に近い。 ・国民の資産・土地に平等の理念を取り入れようとしている。累進税や相続税、農地改革など戦後の諸制度に似ている。 ・官僚の汚職や失敗を厳しく罰したり、犯罪容疑者の人権に配慮したりしている。現代にも必要な国民の権利を守るための社会システムを考えている。 ・当時の帝国主義的国际情勢の中で、領土の拡大や戦争は不可避のものだと考えている。戦争については大日本帝国憲法に近い。 ○かなりの部分が日本国憲法と戦後の改革に実現しているのではないか。その意味で、北の政治思想は国民主権思想としても解釈できるのではないか。 ・郷土の佐渡に、江戸時代から明治の自由民権運動の時代にかけて、「島民主権」「島民自治」の伝統があり、その影響を受けていたのではないかとする説がある。



終	④ あなたは北一輝の政治思想をどのように解釈するのか。 ④-1 三つの解釈についてどのように考えるか。	T: 投げかける T: 発問する P: 考える, 意見交換をする。	(北一輝には「超国家主義」「国家社会主義」「国民主義」の三つの解釈があった。) (自由に考えて意見を交換する) ・軍人たちの行動を認めているのでやはり超国家主義者だ。 ・日本の改造の方向は国民主権だ。 ・どの要素もあるので本人も迷っているのではないか, など。
結	④-2 北一輝の政治思想や営為が現代に与える示唆は何だと思うか。	T: 発問する P: 考える, 意見交換をする。	(自由に考えて意見を交換する) ・一人の国民として, 国や社会のあり方を真剣に考えていること。 ・国際的な視野で, 中国の民主化を自分の問題として捉えていること, など。

### (6) 教授学習資料 (名称のみ記載)

ア 「北一輝の生涯 (略年表)」, イ 「教科書や用語集における北一輝の一般的評価」, ウ 「二・二六事件と北一輝—超国家主義者としての扱い—」, エ 「主要著書『国体論および純粋社会主義』の扱い」, オ 「『日本改造法案大綱』にみられる国家主権」, カ 「『日本改造法案大綱』にみられる政治制度」, キ 「『日本改造法案大綱』にみられる経済制度」, ク 「『日本改造法案大綱』にみられる社会制度」, ケ 「『日本改造法案大綱』にみられる領土と国家主権」, コ 「郷土佐渡の伝統的政治文化」

## 5. おわりに

郷土の歴史的人物の一人である北一輝の思想と社会改革案の現代的意義について, 解釈批判学習のための教育内容開発の観点から考察してきた。

教育基本法の改定に伴い, 愛国心の育成が求められている。それに対し, 北一輝の政治思想の解釈批判学習を通じて生徒に考えさせたいことは, 主権者意識の持ち方や, 国家や社会の有り様を根底から検討しようとする姿勢についてである。

### 【註】

- 1) 歴史教育における解釈批判学習については, 拙著『中等歴史教育内容開発研究—開かれた解釈学習—』風間書房, 2005年を, 公民教育については, 拙稿「「公民科」における解釈批判学習—「先哲の思想」の扱い—」社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第16号, 2004年, pp.57-65を参照されたい。
- 2) 山際七司を扱った授業実践例としては, 兵藤清一「近代日本が目指した国家とは?」新潟市立白新中学校『平成16年度授業改善協議会要項』pp.29-32などがある。また, 上杉謙信を扱った代表的授業実践例としては以下がある。

- ・田村裕, 授業「上杉謙信と信長・秀吉—地域素材の教材化の試み—」1980年7月, 新潟大学教育学部附属高田小学校での実践
  - ・横山三男「全国統一の過程を探らせる—6年「謙信・信長・秀吉」—」大久保正司編著『社会認識の形成と探究的授業』新潟県社会科教育学会, 1988年, pp.144-152
  - ・小林朗「上杉謙信はなぜ天下をとれなかったか?」歴史教育者協議会『歴史地理教育』1994年, 8月号 (No.522), pp.52-53
- 3) ①拙稿「高校生体験講義における研究教育実習の試み—小单元「田中角栄の政治」の開発と実践—」平成17年度新潟大学教育人間科学部「フレンドシップ事業」実施報告書「4年次生を対象とする教育実習カリキュラムの開発研究—「研究教育実習」の多様な展開 (III)」, 新潟大学教育人間科学部附属教育実践総合センター教育実習研究会編, pp.27-42
  - ②拙稿「公民科における解釈批判学習—政治家の多元的認識育成—」新潟大学教育人間科学部附属教育実践総合センター研究紀要『教育実践総合研究』第5号, 2006年, pp.1-32
  - 4) 超国家主義の解釈としては, 例えば筒井清忠『二・二六事件とその時代』ちくま学芸文庫, 2006年, pp82-86がある。二・二六事件と北一

- 輝の関係については、青年将校たちの主体性や陸軍内部の事情を強調した研究もある。須崎慎一『二・二六事件－青年将校の意識と真理』吉川弘文館（2003年）を参照されたい。『国体論および純正社会主義』を重視し、日本社会主義革命を準備しようとした思想家として解釈した研究としては、渡辺京二『北一輝』ちくま学芸文庫（2007）がある。高校日本史では、一般に国家社会主義者として記述されている。『日本史用語集』山川出版社参照。
- 5) 北一輝の思想に国民主義的側面を見いだす研究の代表例としては、松本健一『評伝 北一輝Ⅰ～Ⅴ』岩波書店、2004年がある。
  - 6) 松本健一『評伝 北一輝Ⅰ－若き北一輝－』岩波書店、2004年
  - 7) 以下の「日本改造法案大綱」の抜粋記述についてはすべて、『北一輝思想集成』、書肆心水刊、2005年、pp.687-767より引用している。
  - 8) 当時の貨幣価値については以下の研究を参考にした。粟谷好子「経済構造を現代の問題関心より分析させる歴史授業構成－小单元「第一次大戦中の日本社会と経済構造」の場合－」全国社会科教育学会『社会科教育論叢』2006年、pp.27-32
  - 9) 山岡淳一郎『後藤新平』草思社、2007年、pp.310-365
  - 10) 世界の都市問題についての教育内容開発研究としては、次のものがある。草原和博「小单元「都市の誕生・都市の危機」」『地理教育内容編成論研究』風間書房、2004年、pp.423-449
  - 11) 橋場弦『丘の上の民主政－古代アテネの実験－』東京大学出版会、1997年
  - 12) 代用監獄制度と基本的人権に関する教育内容開発研究については、以下を参照されたい。桑原敏典「人身の自由」社会認識教育学会編『改訂新版公民科教育』学術図書出版社、2000年所収、pp.116-120
  - 13) 杉山隆男『兵士に聞け』新潮文庫、1998年
  - 14) 利光三津夫は、天皇權威の二重性のルーツを、日本版律令体制の成立時に、古代日本的な神權と中国的な世俗的政治權威が神祇官と太政官の二官制度の下で併存したことに求めている。小林義彰編『日本政治の過去・現在・未来』慶應義塾大学出版会、1999年、pp.2-5
  - 15) 昭和天皇の主体的役割を解釈したものとしてはハーバート・ビックス『昭和天皇（上）（下）』講談社学術文庫、2005年が代表的であるが、批判もある。ピーター・ウェツラー『昭和天皇と戦争－皇室の伝統と戦時下の政治・軍事戦略－』原書房、2002年など。